

## 医薬品等の広告に係る監視指導の運用について

平成10年11月5日 事務連絡

各都道府県

各政令市 衛生主管部(局)薬務主管課あて 厚生省医薬安全局長監視指導課事務連絡

各特別区

日頃から、医薬品等の広告監視業務につきましてご尽力いただきありがとうございます。さて、医薬品等の広告の取扱いについては、平成10年11月5日付け医薬発第968号厚生省医薬安全局長通知でお知らせし、医薬品等の広告における二重価格表示自体の禁止等について、その取扱いを改めたところです。

また、医薬品の景品付き販売の広告については、過量消費又は乱用を助長させる恐れがあることから、医薬品等適正広告基準第3の11の運用解釈として禁止等の指導を行ってききましたが、この運用によっては、事業者の公正かつ自由な競争を制限させるおそれがあることから、その取扱いを見直すこととし、「94 医薬品・化粧品等 広告の実際」(薬業時報社)の記載内容についても、下記の通り改めることとしますのでお知らせします。

### 記

#### 1 「景品付き販売広告の禁止」について

基準【11】の〔注〕の<共通>の(2)から(3)までを削除し、(1)を次のとおり改める。

「(1)懸賞、賞品による広告について

景品類を提供して販売・広告することは、「不当景品類及び不当表示防止法」の限度内であれば認められる。

なお、医薬品の過量消費又は乱用助長を促す広告を行うことは、基準4に抵触するので不適當である。」

#### 2 「二重価格の禁止」

基準【15】の〔注〕の<医薬品>以下の行を削除する。